

令和元年度第 1 回対がん戦略部会がん診療連携推進専門委員会審議結果

- 1 開催日時 令和元年 9 月 2 日（月）13 時～13 時 40 分
- 2 開催場所 兵庫県庁 1 号館 1 階 A 会議室
- 3 出席委員 吉村委員長、去来川委員、関本委員、太城委員、
中野委員、成田委員
(委員 7 名中 6 名の出席があり、委員会の成立要件を充足)
- 4 事務局 山下健康福祉部参事兼疾病対策課長 他

5 審議内容

地域がん診療連携拠点病院（高度型）の推薦

- ① 国が定めた指定要件では、診療実績 5 項目（※）が当該医療圏域で最も優れている医療機関を「地域がん診療連携拠点病院（高度型）」として、都道府県は国に推薦できる。

（※）ア 院内がん登録数 イ 悪性腫瘍の手術件数
ウ 薬物療法のべ患者数 エ 放射線療法のべ患者数
オ 緩和ケアチームの新規介入患者数

- ② 当該医療圏域で最も優れている診療実績 5 項目が 1 つの医療機関に収められない場合は、以下の基準で推薦することについて、意見の一致をみた。
- ア 診療実績の各項目の実績数値を比較して最も優れている医療機関の項目を 1 点とする。
- イ ア以外の医療機関の点数は、当該医療機関の実績数値を分子、アの医療機関の実績数値を分母とした数値とする。（小数第 3 位を四捨五入した数値とする。）
- ウ ア及びイで算出した点数を合計して、最も高い点数の医療機関を選定する。

計算例

指定要件(指針Ⅱの8)	医療機関	〇〇圏域		
		A病院	B病院	C病院
8 (1) ② 同一医療圏に複数の地域拠点病院がある場合は、下記診療実績が当該医療圏において最も優れている。				
a 院内がん登録数		2,450	2,400	2,000
b 悪性腫瘍の手術件数		1,800	2,000	1,500
c がんに係る薬物療法延べ患者数		3,000	3,050	3,051
d 放射線治療延べ患者数		600	500	450
e 緩和ケアチームの新規介入患者数		400	400	400

指定要件8(1)②				
a 院内がん登録数		1	0.98	0.82
b 悪性腫瘍の手術件数		0.90	1	0.75
c がんに係る薬物療法延べ患者数		0.98	1	1
d 放射線治療延べ患者数		1	0.83	0.75
e 緩和ケアチームの新規介入患者数		1	1	1
合計		4.88	4.81	4.32

地域がん診療連携拠点病院（高度型）の選定基準について（案）

1 地域がん診療連携拠点病院（高度型）

都道府県知事はその診療機能等が高いものとして同一のがんの医療圏に1カ所推薦。検討会の意見を踏まえ、厚生労働省が指定。

2 指定要件

- (1) 同一の医療圏に複数の地域拠点病院がある場合は、下記診療実績が当該医療圏において最も優れていること
 - ① 院内がん登録数(入院、外来は問わない自施設初回治療分)年間 500 件以上
 - ② 悪性腫瘍の手術件数 年間 400 件以上
 - ③ がんに係る薬物療法のべ患者数 年間 1000 人以上
 - ④ 放射線治療のべ患者数 年間 200 人以上
 - ⑤ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間 50 人以上
- (2) 強度変調放射線療法や核医学治療等の高度な放射線治療を提供できること
- (3) 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の都道府県がん診療連携拠点病院の要件のうち、緩和ケアセンターに関する要件を満たしていること
- (4) 相談支援センターに看護師や社会福祉士、精神保健福祉士等の医療従事者を配置し、相談支援業務の強化が行われていること
- (5) 医療に係る安全管理体制について第三者による評価を受けているか、外部委員を含めた構成員からなる医療安全に関する監査を目的とした監査委員会を整備していること
- (6) 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の地域がん診療連携拠点病院の要件を満たした上で、地域がん診療連携拠点病院の要件で「望ましい」とされる要件を複数満たしていること（資料3参照）

3 本県における地域がん診療連携拠点病院（高度化）の選定基準（案）

2(1)診療実績の各項目において、最も優れている項目が1つの医療機関に収められない場合、以下の方針で県が推薦することとしてはどうか。

- ①上記2（1）診療実績の各項目の実績数値を比較して最も優れている医療機関の項目を1点とする。
- ②①以外の医療機関の点数は、当該医療機関の実績数値を分子、①の医療機関の実績数値を分母とした数値とする。（小数第3位を四捨五入した数値とする。）
- ③2（1）①～⑤について、①及び②で算出した点数を合計して、最も高い点数の医療機関を選定する。